

看護キャリアセンター及び
ナースセンターについて

未就業看護職員のための復職研修

3日間
シリーズ

看護基本集合研修（講義）

会場：ながさき看護センター（諫早市）

	医療、看護の動向 看護倫理/医療安全 10：00～15：00	感染予防/採血 等 9：30～15：00	バイタルサインと観察/BLS 等 10：00～15：00	申込 締切	医療施設における体験研修（実習）
1	5月26日（火）	5月27日（水）	5月28日（木）	5/10	必須 【看護基本集合研修】受講終了後 未就業者の方は、必須研修になります ◆開催場所：県内福祉施設および診療所 ◆研修内容：1日程度、体験研修を行う
2	11月10日（火）	11月11日（水）	11月12日（木）	10/30	
3	1月26日（火）	1月27日（水）	1月28日（木）	1/10	

6日間
シリーズ

看護基本・技術集合研修（講義+演習）

会場：長崎県看護キャリア支援センター（佐世保市）

	医療安全・KYT 看護の動向と倫 理	感染予防 標準予防策 排痰方法と吸引手技	栄養管理 経管栄養と胃瘻 口腔ケア・食事介助	注射・採血 血糖測定 ME機器の取扱い	創傷、褥瘡処置 体位変換 移乗の方法	バイタルサインと観察 ポイント・急変時の 対応・AED	申込 締切	
1	4月8日	4月9日	4月15日	4月16日	4月22日	4月23日	3/30	
2	6月10日	6月11日	6月17日	6月18日	6月24日	6月25日	5/30	
3	8月5日	8月6日	8月19日	8月20日	8月26日 <small>偶数月・水・木曜日/週</small>	8月27日 <small>10：00～15：00</small>	7/20	
4	必須	10月8日	10月14日	10月15日	10月21日	10月22日	9/20	
5	12月2日	◆開催場所：県内福祉施設および診療所 ◆研修内容：1日程度、体験研修を行う	12月3日	12月9日	12月10日	12月16日	12月17日	11/20
6	2月3日	2月4日	2月17日	2月18日	2月24日	2月25日	1/20	

医療施設
体験研修

長崎県看護キャリア支援センター会場のみ
無料の託児もご準備しております！（要予約）



対象

- ①再就業の意思がある未就業看護職者
（全日程、参加可能な方）
 - ②福祉施設等に勤務する看護職者・訪問看護師
（必要な内容のみ受講可）
- ※初回受講の方、就業を急ぐ方優先

お申し込み方法

裏面申込書記入後FAX または
ホームページよりお申込みください

資料6-1

長崎県看護キャリア支援センター

[住所] 〒857-0056 佐世保市平瀬町3番地1
 [mail] nagasaki.kyaria@sweet.ocn.ne.jp
 [TEL] 0956-23-8207 [FAX] 0956-23-8212
 [URL] <http://nagasakiango-career.com>



令和2年度 未就業看護職員のための 復職研修 申込書

【申込先】

長崎県看護キャリア支援センター

FAX 0956-23-8212

URL <http://nagasaki-kango-career.com>

受講希望（参加研修に○をつけてください）

初回受講 過去に受講したことがある

【 】	看護基本集合研修 第（ ）回
【 】	看護基本・技術集合研修 第（ ）回

現状	<input type="checkbox"/> 未就業→ 就業予定時期（ 月 日 ） <input type="checkbox"/> 就業者→ 施設名（ ）	職種	看 ・ 准 ・ 保 ・ 助
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日 未就業の方は傷害保険加入のため必要です
性別		年齢	
自宅住所	〒	連絡先	自宅： 携帯：
経験年数		離職年数	
志望動機			
この研修をどこで お知りになりましたか	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> ナースセンターからの紹介 <input type="checkbox"/> 知人からの紹介 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 研修計画書 <input type="checkbox"/> チラシ（受取場所 → <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> コンビニ等）		
※【看護基本・技術集合研修】の申込をされる方（佐世保会場のみ） 託児希望 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			

医療施設における体験研修（実習）について

【看護基本集合研修】および【看護基本・技術集合研修】を受講修了された未就業の方は、必須研修です。

※実習日、実習施設は後日調整します。

※実習参加時は、傷害保険に加入します。費用は、当センター負担です。

※受講決定および実習の準備については、後日文書にてお知らせしますので、内容を必ず確認してください。

※実習先によっては、抗体検査結果証明書 もしくは 予防接種実施証明書が必要になります。費用は、各自負担です。

令和元年度 長崎県医療勤務環境改善セミナー

2019. 11. 18(月)

13:30 ▶ 16:30 (受付 13:00から)

- 会場 長崎県庁 1階 大会議室
- 対象 県内医療機関の長及び管理者、その他関係者
施設の許容上、最大250名まで
- 参加費用無料(裏面申込書によりお申込みください。)

テーマ：医療機関における働き方改革の進め方

【第1部 (90分)】

講演

「医療機関における働き方改革を効果的に進める3つのポイント」

講師 ハイズ株式会社代表 斐 英洙 (はい えいしゅ) 氏

講師ご紹介

ハイズ株式会社代表 斐 英洙 (はい えいしゅ) 氏

- 厚生労働省「[医師の働き方改革に関する検討会](#)」構成員
- 厚生労働省「[医師需給分科会](#)」構成員
- 厚生労働省「[上手な医療のかかり方を広めるための懇談会](#)」構成員
- 厚生労働省「[新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会](#)」構成員
- 慶應義塾大学特任教授
- 長崎大学医学部医学科 先端医育センター 非常勤講師 他
- ※日経ヘルスケア、日経メディカルオンラインで連載中
- ※平成29年度厚生労働省委託トップセミナーで講演
- ※『世界一受けたい授業』出演



斐 英洙 先生
(ハイズ代表)

2019年度分



主催 (お問合せ先)

○長崎県医療勤務環境改善支援センター (電話:095-895-2425)

○長崎県看護キャリア支援センター (電話 : 0956-23-8207)



令和2年度
長崎県看護キャリア支援センター

福祉施設への 出張研修

自施設での研修です。

施設内の研修を充実させたい・・・
課題の解決対策に・・・



実施期間：7～2月の希望日（月～金曜日）

実施時間：10：00～17：00（60～90分/回）

実施場所：希望施設 ※1施設1回まで

費用：無料

講師：県内講師の予定。当日、当センターから職員を派遣します。

申込方法：実施希望日の3ヶ月前までに、裏面申込書記入後、FAXまたはホームページよりお申込ください。

テーマはご相談に応じます

お問い合わせ

長崎県看護キャリア支援センター

▶▶ 0956-23-8207



資料6-4

[住所] 〒857-0056

佐世保市平瀬町3番地1

[mail] nagasaki.kyaria@sweet.ocn.ne.jp

[FAX] 0956-23-8212

[URL] <http://nagasakiango-career.com>

令和2年度 福祉施設への出張研修 申込書

【申込先】

長崎県看護キャリア支援センター

FAX 0956-23-8212

URL <http://nagasaki-kango-career.com>

申込施設

施設名			
申込責任者		役職	
住所	〒		
TEL		FAX	
メール			

研修内容

研修テーマ			
主な内容			
実施希望日	年	月	日 (曜日)
開催時間	分	時	分 ~ 時
開催場所			
機器設置状況	パソコン <input type="checkbox"/> 準備できる <input type="checkbox"/> 準備できない		
	プロジェクター <input type="checkbox"/> 準備できる <input type="checkbox"/> 準備できない		
受講予定数	合計	名 (看護職者	名・その他職員 名)
その他			

※申込受付後、当センターより内容等の確認のご連絡をさせていただきます。

※希望施設が多数の場合は、先着順とさせていただきます。ご了承ください。

(県内全域20施設まで)

長崎県ナースセンターとは…？

長崎県ナースセンターは、厚生労働大臣の許可を受けた看護職の無料職業紹介所（看護職のハローワーク）です。 [平成4年 長崎県指定]

看護職の無料職業紹介事業

現場経験のある看護師等の有資格者が、求職や求人相談に応じます

- ・ 就職に際しての心配事や職場の悩み、不安など、看護の仕事に関する相談を受け付けます。職場変更をお考えの方も、まずご相談ください。
- ・ 個人情報厳守しますので、ご安心ください。
- ・ 求人をお考えの施設も、まずご相談ください。
- ・ 求職・求人相談や登録は全て無料です。仲介料等も不要です。

看護職の届出制度による生涯支援

2015年10月から「看護職の届出制度」が始まりました。離職した看護職の方が、よりスムーズに再就職できるよう、生涯にわたる看護職のキャリア継続への支援を行っています。

再就職をバックアップ

登録された方には、「ナースセンターだより」「求人情報」等をお届けします。最新の看護についての情報提供や復職・就業支援研修等のご案内など、再就職への支援を行っています。

看護職を目指す方への進路相談

「看護職になるにはどうすればいい？」
「看護職としてスキルアップのため進学をしたい」とお考えの方には、県内の看護学校の案内等も行っています。

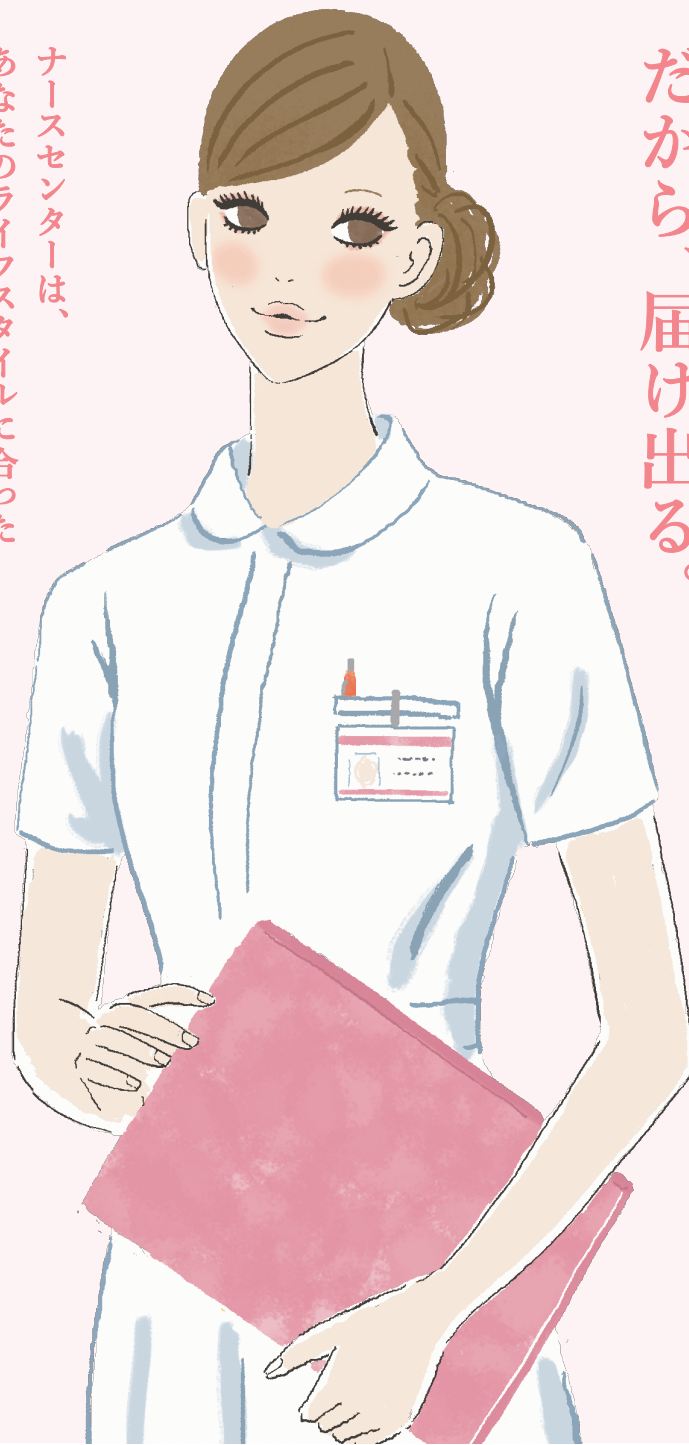


まずは、最寄りの相談所へ来所いただくかお電話等でご相談ください

～ 相談受付 ～

地区	住所	電話番号	受付時間
諫早 (本所)	諫早市永昌町 23-6 ながさき看護センター内	TEL:0957-49-8060 FAX:0957-49-8063	月曜日～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00
長崎 (支所)	長崎市魚の町 3-28 長崎赤十字会館 6階	TEL:095-828-1747 FAX:095-828-1754	火・水・木曜日(祝日除く) 9:00～17:00 ※月・金曜日は転送電話により諫早にて対応
佐世保 (支所)	佐世保市平瀬町 3-1 長崎県看護キャリア支援センター内	TEL:0956-23-8208 FAX:0956-23-8212	月曜日～土曜日(祝日除く) 10:00～17:30

もう一度、看護職として仕事がしてみたい。
だから、届け出る。



ナースセンターは、
あなたのライフスタイルに合った
働き方を一緒に考え、支援します。

再就業相談と 無料職業紹介

ナースセンターの相談員が、キャリアプランの実現も含めて、あなたの再就業をサポートします。お気軽にご相談ください。



再就業支援研修

最新の医療・看護に関する講習や医療機器を使った技術演習など、さまざまな研修が受けられます。



交流会（交流カフェ）

子育て中や定年退職した方など、様々な看護職が集まり、復職希望の有無に関わらず交流することができます。子育て中の看護職向けの交流会では、託児サービスもあります。



※サポート内容は都道府県ナースセンターにより異なります。

ナースセンター

離職時等の届出窓口・無料職業紹介事業

47都道府県のナースセンターでは、離職時等の届出の受付や離職中の看護職への情報提供、再就業支援研修等の復職支援、無料職業紹介事業など、看護職をサポートするための様々な活動を行っています。

離職時等の届出

看護師等の届出サイト

とどけるん



スマートフォンやパソコンから「とどけるん」にアクセス。
書面での届出はお近くのナースセンターへお問合せください。

届出制度とは、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方に、氏名や連絡先などを都道府県ナースセンターへ届け出ていただく制度です。（届出は努力義務）

◎一度届け出た方へ
再度離職するなど、既に届け出た情報に変更がある場合は、「とどけるん」へアクセスし、届出情報の更新をお願いします。

無料職業紹介

ナースセンターの無料職業紹介サイト「eナースセンター」では、パソコン、スマートフォンから仕事を探すことができます。

eナースセンター



看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、中央ナースセンターは日本看護協会が厚生労働省から、都道府県ナースセンターは都道府県の看護協会が都道府県から、指定を受けて運営しています。

中央ナースセンター



公益社団法人 日本看護協会

とどけるん

検索

届出票

太枠内の項目に記入してください。 *は記入必須項目です。
 選択肢に番号があるものは1つ選択し、○をつけてください。
 ()該当するものにチェックをつけてください。

記入年月日(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第16条の3第1項に基づき、以下のように届け出ます。

氏名(*)		フリガナ _____ 姓	フリガナ _____ 名
生年月日(*) (西暦)		年 _____ 月 _____ 日	性別(*) 1. 女性 2. 男性
現住所(*)	都道府県	〒 _____	
	住所番地	_____	
電話番号1(*)		- _____ -	電話番号2 _____ - _____
FAX番号		- _____ -	
メールアドレス1(*)		_____	メールアドレス2 _____
保健師免許	免許の有無(*)	1. あり	登録番号 _____
		2. なし	登録年月日 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
助産師免許	免許の有無(*)	1. あり	登録番号 _____
		2. なし	登録年月日 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
看護師免許	免許の有無(*)	1. あり	登録番号 _____
		2. なし	登録年月日 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
准看護師免許	免許の有無(*)	1. あり	登録番号 _____
		2. なし	登録年月日 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		認定都道府県	_____
就業状況(*)		1. 就業していない 2. 就業していないが求職中 3. 就業中・就業予定(看護師等) 4. 就業中・就業予定(看護師等以外) 5. 学生 6. その他(_____)	
職歴		_____	
離職年月(西暦)		年 _____ 月 _____	
離職理由		1. 転職 (<input type="checkbox"/> 看護師等として勤務 <input type="checkbox"/> 看護師等以外の職種で勤務) 2. 進学・留学 3. 家庭の都合 4. 体調不良・療養 5. その他(_____)	
復職の意向		1. すぐに復職したい 2. いずれ復職したい 3. ない 4. 未定	
ナースセンターが行う無料職業紹介事業(eナースセンター)への登録を希望しますか		1. 希望する 2. 希望しない 3. 詳しい説明を聞きたい	

※「就業状況」について:離職前に届出票を記入する場合は、想定している離職後の状況(以下参考)をご回答ください。

1. 就業していない→就業する予定はない
2. 就業していないが求職中→就業先が未定のため求職活動をする予定
3. 就業中・就業予定(看護師等)→看護師等として就業することが決まっている
4. 就業中・就業予定(看護師等以外)→看護師等以外で就業することが決まっている(例:一般事務職等)
5. 学生→進学(大学院、留学等)

* 届け出ただけ情報は、届出サイト「とどけるん」に掲載している「とどけるんプライバシーポリシー」に基づいて管理します。

ナースセンターへの届出制度と 復職支援をご利用ください！

届出制度とは？

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が改正され、平成27年10月1日から施行されました。

届出制度とは、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方に、氏名や連絡先などを都道府県ナースセンター※へ届け出ていただく制度です。

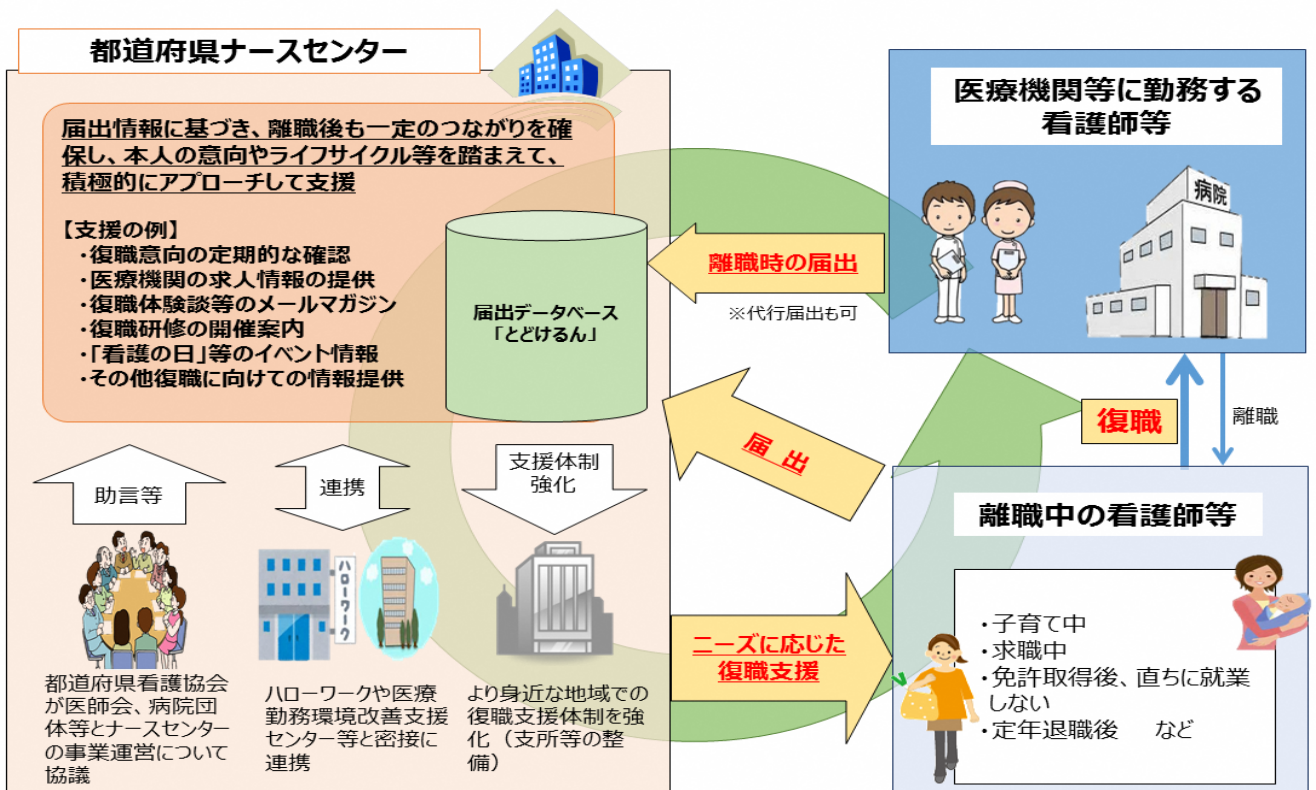
※都道府県ナースセンターは、法律に基づいて都道府県知事が指定する、看護職員確保の公的な拠点です。

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には、看護職員が約196～206万人必要と推計されています。今後、少子化が進む中で看護職員の人材確保を進めるためには、潜在看護職員を含めた離職中の看護師等の復職支援が必要となっています。

このため、平成27年10月から新たな届出制度（届出は努力義務）が始まりました。

届出情報をもとに、都道府県ナースセンターが離職中の看護師等の方とつながりを保ち、それぞれの状況に応じて、復職に向けた研修、無料の職業紹介、相談員によるアドバイスや情報提供等の支援を行います。

ナースセンターによる看護職員の復職支援



届出のタイミングは？

- 病院等を離職するなど、以下の場合です。
 - ・ 病院等を離職した場合（病院等：病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所）
 - ・ 保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
 - ・ 免許取得後、直ちに就業しない場合
 - ・ 平成27年10月1日において、現に業務に従事していない場合

届出する事項は？

- 氏名、生年月日、住所
 - 電話番号や電子メールアドレスなど、連絡先に関する情報
 - 看護師等の籍の登録番号と登録年月日
 - 就業に関する状況
- ※ 届出事項に変更が生じた場合は、届出事項の「変更登録」を行ってください。

届出の方法は？

- インターネットを経由した届出が原則となります。
お持ちのスマートフォンやパソコンから、看護師等の届出サイト「とどけるん」に届出事項を入力してください。

<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>

とどけるん

検索



「とどけるん」のトップページ

- インターネット利用環境にない方は、
書面での届出も可能です。
お近くの都道府県ナースセンターへお問い合わせください。

病院などによる届出の支援

- 病院等の開設者、保健師・助産師・看護師・准看護師の学校・養成所の設置者は、届出が適切に行われるよう必要な支援に努めなければならないとされています。
- 「支援」とは、離職する看護職員に対して届出を促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所でキャリア教育の一環として届出制度について学生への教育を行う等です。
病院等の開設者や学校・養成所の設置者の皆様のご協力をよろしくお願いします。

こちらのホームページにも関連情報があります

- 厚生労働省ホームページ「看護師等免許保持者の届出制度」（FAQもあります）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>
- ナースセンターが運営する無料職業紹介用サイト「eナースセンター」
<https://www.nurse-center.net/nccs/>

介護人材の確保対策について

介護職員等の資格取得支援

1. 実務者研修受講資金貸付事業<別添1参照>

- 介護福祉士登録を目指し、実務者研修施設で実務者研修を受講する介護職員等に対し、**研修受講に必要な経費(20万円以内)の貸付**を行います。
- 要件を満たす事業所で、介護福祉士の登録後、**2年間勤務すれば、返還が免除**されます。

<お問い合わせ先>

長崎県社会福祉協議会生活福祉課：電話 095-894-4027
「長崎県実務者研修受講資金貸付」で検索してください。

処遇改善・労働環境改善の支援

1. 介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業<別添2参照>

- 県が、県社会保険労務士会に委託し、介護事業所の処遇改善加算取得のため、専門家(社会保険労務士)を派遣し、加算取得に必要な要件を満たすための支援を行っています。加算取得・上位加算への移行を検討されている事業所の方は、まずはお相談ください。**(相談は、無料です)**
- 令和元年度は、138事業所の皆様からお相談を受け、117事業所が(特定)加算取得・上位加算への移行を行いました。

【参考】加算取得状況(R1.4.1現在)

<処遇改善加算>

区分Ⅰ:	71.1%
区分Ⅱ:	9.3%
区分Ⅲ:	9.7%
区分Ⅳ:	0.2%
区分Ⅴ:	0.4%
未取得:	9.3%

<特定処遇改善加算>

区分Ⅰ:	30.8%
区分Ⅱ:	22.1%

(支援例)

- ・未取得⇒区分Ⅰ～Ⅲの取得
- ・区分Ⅱ又はⅢ⇒区分Ⅰの取得
- ・特定処遇改善加算の取得 など

<お問い合わせ先>

長崎県社会保険労務士会：電話 095-821-4454

2. 介護ロボット・ICT普及促進事業

○令和2年度の取組予定

- セミナー及び機器展示会の開催
 - ・長崎市及び佐世保市の2会場で実施（10月頃予定）
- 導入先進事業所への見学会の実施
 - ・県内の導入先進事業所への見学会を実施（実施方法検討中）

※昨年度、実施できなかったセミナー及び見学会の資料を県ホームページに掲載しています。**導入にあたっての注意点等各事業所の具体的な取組を掲載**しておりますので、導入を検討している事業所の皆様は、一度ご覧になってください。

「長崎県介護ロボット・ICT」で検索してください。

- 先駆的な介護ロボット等の導入経費の助成（R2年度募集終了）

<お問い合わせ先>

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班：電話 095-895-2440

その他

1. 福祉人材センター(県社協)の求人・求職マッチング

○福祉人材センターでは、福祉版ハローワークとして、福祉人材の求人事業所と求職者のマッチングを行っています。

○求職者への働きかけの1つとして、「LINE」を活用した求人情報の提供を行っております。

○その際、各事業所で作成している「事業所紹介動画」を求人情報の1つとして提供したいと考えておりますので、もし、作成されている事業所がありましたら、ご提供願います（併せて、求人登録もお願いします。）。

<お問い合わせ先>

福祉人材研修センター（県社協）：電話番号 095-846-8656

応援します！ 介護福祉士を目指す方

好評につき
本年度も実施！(注)

注：来年度実施できるかは未定です。

がんばれ！



お貸しします！

20万円以内

CHANCE



試験合格、
2年間勤務で
返還不要

詳細は、裏面を参照下さい。

実務経験が3年未満でも申請可能！

(本資金で実務者研修を卒業し、実務経験3年を満たした年度に国家試験を受験して下さい。)

資金の対象

実務者研修施設の受講料等納付金(含むテキスト代)

不明な場合は、研修施設への受講申込前にお電話下さい。

- ※ 雇用保険の教育訓練給付金対象講座の場合、給付金(20%~50%相当分)を差引いた部分で申請下さい。
- ※ まず給付金対象講座かどうか研修施設に確認下さい。なお給付金の支給要件を満たしているか心配な場合は、ハローワークで確認下さい。支給要件を満たしていない場合は、事前に連絡下さい。
- ※ 特に専門実践教育訓練給付金は、受講開始日の原則1か月前迄にハローワークを通じたキャリアコンサルティングが必要です。事前に余裕をもって準備下さい。本資金で利用できるのは原則50%部分です。
- ※ 給付金対象講座で給付金が利用できない場合は、事前に連絡下さい。

国家試験受験料、参考書・問題集代、試験交通・宿泊費(離島地区のみ)、研修交通費(注1)、
国家試験対策講座受講料(注2)。

※ 各費目によっては、上限目安や制限があります。詳細は貸付申請書の費目内訳に従って申請下さい。

注1：通学の負担が著しく大きい場合のみ。申請する場合は、事前に連絡下さい。

注2：対策講座の申込完了が必要です。実務者研修受講(予定)証明書で証明を受けるか、申込完了の証明書類写しを添付下さい。

貸付対象者

申込み手続き、提出書類は裏面を参照下さい。

【下記すべてに該当する方】

- ① 長崎県内で介護・相談支援等(以降介護等)業務に勤務中(注1)
- ② 長崎県内の実務者研修施設で研修受講中(申込期間も含む)(注2)
 - ※ これから受講する方は、本件貸付申請前に研修施設へ申込み、受講生となり、受講カード又は受講証明等を入手して下さい。初回のスクーリングが未到来でも、申請可能です。
 - ※ 申込期間は、研修中(研修申込から研修修了証明書発行まで)に限定されます。研修期間後は、本貸付の申込はできません。
- ③ 介護福祉士登録を目指し、登録後も県内で介護等業務に従事予定(注1)
 - 注1：勤務は正社員、常勤に限定していませんが、年間180日以上に従事が必要です。また勤務先には、老人福祉施設、障がい者支援施設、病院等が含まれます。
 - 注2：ひとり親自立支援教育訓練給付金、職業訓練など他の補助金等で受講する方は除きます。



やってみよう!

申請は長崎県社会福祉協議会へ。申請方法は裏面を参照下さい。

募集内容

- 申込み期限：令和3年2月26日（必着）
- 人数：200名程度
- ※ 定員に達した場合、その時点で募集を停止します。
募集停止が見込まれる場合は、長崎県社会福祉協議会ホームページの新着情報に掲載します。



連帯保証人

- 1人必要です。
- ※ 一定の給与・事業収入がある方（同一生計者も可）
注意：貸付申込者が未成年の場合、法定代理人（親権者又は後見人）が連帯保証人となります。

勤務先法人又は経営者等の保証も可能！

申込み手続き（事業所経由です）

- 1) 申請者は、まず研修施設に受講を申込み、受講カード等を送付してもらってください。
※ 専門実践教育訓練給付金は、受講開始日の原則1か月前にハローワークを通じたキャリアコンサルティングが必要です。事前に準備下さい。（不明な場合は、研修申込前にお電話下さい。）
- 2) 申請者は、次に推薦書以外の提出書類を整え、勤務先事業所へ提出して下さい。
- 3) 事業所は、推薦書を作成し、その他書類を精査のうえ、県社協へ郵送して下さい。

提出書類

- 1) 県社協ホームページよりダウンロードして記入、押印する様式。
① 申請書チェックリスト、② 貸付申請書、③ 個人情報取扱同意書、④ 推薦書（介護職場作成）、⑤ 借用書（金額を書損じた場合は、再作成して下さい。修正は不可。）
※ 様式を変更しています。旧様式は使用せず、必ず新様式をダウンロードして使用ください。
※ 自宅、職場等でダウンロードできない場合は、下段申込・問い合わせ先（県社協）へお電話下さい。
- 2) 振込口座通帳の写し（表表紙とその裏部分のみ：支店名、かな氏名、口座番号確認）
- 3) 申請者の住民票（世帯の全部、続柄含む、個人番号は除く）
- 4) 連帯保証人の住民票（世帯の全部、続柄含む、個人番号は除く）
- 5) 研修受講を証明する資料（これから受講する方は、まず研修施設への申込を済ませて下さい）
研修施設の受講カード等。左記がない場合は、県社協指定様式の実務者研修受講（予定）証明書（研修施設作成）

その他）国家試験対策講座を受講する場合は、申込書写しを添付して下さい。
法人が連帯保証する場合は、法人連帯保証届（様式第2-2号）と法人の印鑑登録証明書を提出下さい。

がんばれ！



審査・貸付契約・送金

完備した書類を受付後、原則1～3週間後を目途に審査結果を通知、送金します。

返還及び返還猶予、返還免除

長崎県内の介護職場に介護職員等として勤務している間、返還は猶予。
次の要件すべてを満たせば、返還不要（免除）となります。

- ① 介護福祉士受験資格を得た年度に国家試験に合格し、翌年度までに資格登録を行う。
※ 不合格の場合は、一度だけ翌年の受験、合格、翌々年度の資格登録を認めます。
 - ② 借入時から介護福祉士登録後の2年間まで、継続して県内で介護職員等として従事。
- ※ 他産業又は長崎県外への転就職、介護職員等以外への職種異動等の場合は、返還が必要。
（やむをえない場合は、申請により最長1年の分割払いが認められます。）
※ 借用期間中は、休職、退職、住所変更の届出義務があります。



WIN!



申込・問い合わせ先

〒852-8555 長崎市茂里町3番24号
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
介護貸付担当 宛て



TEL 095-894-4027

【詳細は上記HPの募集要項、手引きを参照】



遠慮なく、
電話して下さい。

長崎県委託事業

介護職員等 処遇改善加算取得促進 特別支援事業

処遇改善加算を取得していない、又は区分を上げたいとお考えの
介護保険サービス事業主様・障害福祉等サービス事業主様へ

現在、介護や福祉の仕事は、賃金が低い・仕事がつらい・休みが取りにくいなど、勤務条件が良くないというイメージがあり、人材の確保が難しくなっています。職場環境を改善し、処遇改善加算を取得することにより、従業員の給料をアップさせ、人材不足を解消しましょう。

長崎県社会保険労務士会と社会保険労務士が、
処遇改善加算取得のためのお手伝いをいたします。

処遇改善加算取得のためのアドバイスと実務指導を行います

無料の
事業所訪問あり！
(3回)



別添2

お申込みの流れ

事業所様より問い合わせ・申込み

社会保険労務士会
(申込み等の受付)

コーディネーターより連絡
(詳しいお話を伺い、アドバイザーを決定)

担当アドバイザーより連絡
(訪問日程の調整・必要事項の確認)



相談内容の確認
現状の把握・要件の整理
必要書類等のアドバイス



計画書類等の作成補助・指導
確認事項査収確認
取得区分の決定



確認事項整理
書類等の実務指導・最終確認

アドバイザー・コーディネーターとは、雇用管理・労務管理の専門家(社会保険労務士)です

※長崎県の委託事業として実施しますので、事業所の費用負担はありません。

※障害福祉サービス事業所については、中核市(長崎市・佐世保市)の所在事業所を除く事業所が対象となります。

〈申込書〉この用紙を使用し、FAXまたはメールにて申込みをお願いします。

ふりがな		担当者名	
事業所名		従業員数	介護職員等 その他 人
住 所	〒	電話番号	
相談内容1			
相談内容2			

FAX/095-821-2515 メールアドレス/info@sr-nagasaki.or.jp

お申込み
お問合せ



長崎県社会保険労務士会

〒850-0027
長崎市蒲屋町50-1 杉本ビル3階B

☎095-821-4454 FAX.095-821-2515 ✉info@sr-nagasaki.or.jp

県担当課

〈介護保険サービス関係〉長寿社会課 ☎095-895-2431

〈障害福祉サービス関係〉障害福祉課 ☎095-895-2455

長崎県社会保険労務士会

「介護職員処遇改善加算」・「福祉・介護職員処遇改善加算」のご案内

(注)
文中の「介護職員等」とは、「介護保険サービス事業所における介護職員」及び、「障害福祉サービス等事業所における福祉・介護職員」を示します。

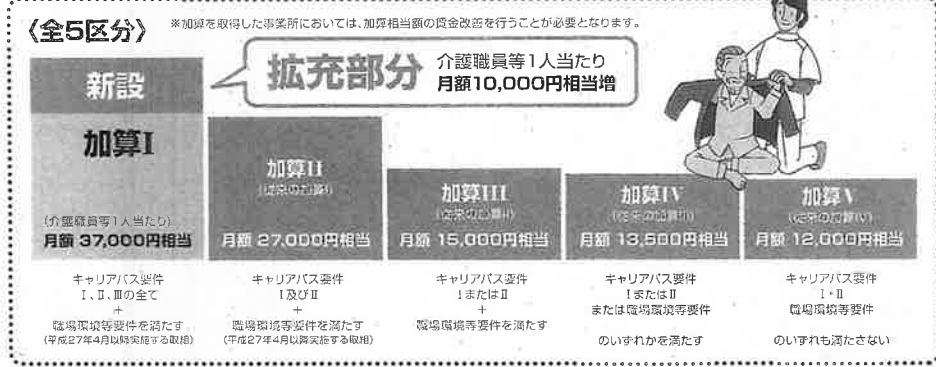


厚生労働省では、介護職員等の方の処遇改善を図るため、平成29年4月1日から処遇改善加算の拡充を行っています。

Q1 平成29年4月1日から、どのようなところが変わったの？

A1 より加算の高い新たな区分が1つ加わり、全5区分になりました。

平成29年4月から新設された「加算I」を取得すれば、介護職員等1人当たり月額3万7千円相当の加算が受けられます。従来(平成29年3月まで)の加算Iを取得している場合は、月額平均1万円相当の増となります。



-6-

Q2 「キャリアパス要件」「職場環境等要件」とは？

A2 処遇改善加算の申請のために必要な要件は、以下のとおりです。申請できる加算は、どの要件を満たしているかによって異なります。

▶キャリアパス要件: I、II、IIIの3種類の要件があります。

- I.....職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
- II.....資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること
- III.....経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること(新設)

~キャリアパス要件IIIによる昇給の仕組みの例~

- 「勤続年数」や「経歴年数」などに応じて昇給する仕組み
- 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み
- 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み

▶職場環境等要件:賃金改善以外の処遇改善(職場環境の改善など)の取組を実施すること。

※処遇改善加算を取得するにあたっては、賃金改善等の処遇改善の内容等について、雇用する全ての介護職員等へ周知することが必要です。

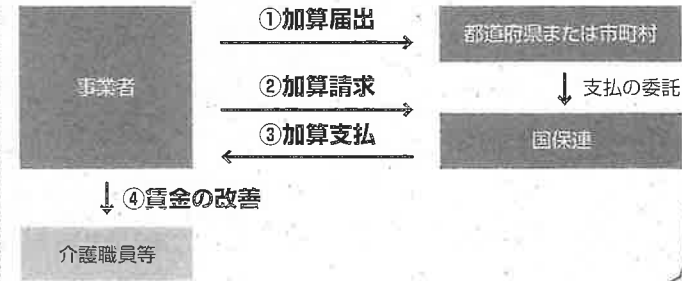


Q3 処遇改善加算の目的は？

A3 介護職員等の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員等の賃金改善に充てることを目的に創設された加算です。

- ▶加算を取得した事業者は、介護職員等の研修機会の確保や雇用管理の改善などとともに、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する必要があります。
- ▶事業者は都道府県などに加算の届出をした上で、加算請求は国保連に行う必要があります。支払の委託を受けた国保連は事業者に加算(報酬)を支払い、事業者は介護職員等の賃金改善を行います。

〈加算の届出の流れ〉



●従来の処遇改善加算Iを取得している場合

平成29年4月1日から新設された「加算I」を取得すると、更に月額平均1万円相当、介護職員等の方の賃金を上げることができます。

※新設された加算Iを取得するには、従来の加算Iの要件に加えて、キャリアパス要件IIIを充たす(キャリアパス要件I・II及び職場環境等要件を全て充たす)が必要となります。
※加算の申請には、処遇改善計画書と就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。

●処遇改善加算をまだ取得していない場合

加算の取得によって、これまでよりも介護職員等の方への賃金を増やすことができます。あなたの事業所が算定要件を満たしているかどうか確認してみてください。

※加算の算定要件の確認と申請には、処遇改善計画書と、就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。